平成１８年（フ）第２４号
香川県高松市屋島西町1134番地60
破産者　尹　　貞淑
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６号
栃木県小山市大字延島743番地
破産者　伊沢製作所こと　伊沢　　薫
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第６０９号
千葉県船橋市行田町59番地33
破産者　有限会社鳶安達
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５０号
千葉市若葉区千城台東２丁目39番１号　ダイアパレス千城台Ⅱ109号
破産者　山下　光繁
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０４号
東京都稲城市長峰３丁目２番地杜の一番街３―707
破産者　瀧沢　利夫
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３４５号
東京都稲城市大丸2144番地の31
破産者　有限会社エス・テー企画
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３１０号
横浜市泉区中田西１丁目21番10号
破産者　有限会社横浜アンテナ産業
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３７号
神戸市東灘区向洋町中６丁目６番地613号棟1021号室
破産者　花本　裕爾
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３６号
兵庫県姫路市飾磨区三宅３丁目27番地
破産者　株式会社竹村システム研究所
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１９７号
北海道小樽市若松１丁目６番16号
破産者　小樽日交タクシー株式会社
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成１８年（フ）第１６号
新潟県新発田市下小中山333番地１、商業登記簿上の住所新潟県新発田市下小中山333番地の１
破産者　株式会社水沢建設
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第４４５号
岐阜県本巣市宗慶181番地
破産者　株式会社ウエムラ
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６７３号
滋賀県草津市南山田町752番地の２
破産者　株式会社バニラコミュニティ
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６号
滋賀県長浜市木之本町木之本1753番地の６
破産者　有限会社ＺＯＯＭ
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２２６７号
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100
破産者　株式会社キャンプ
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第４号
群馬県渋川市金井928番地の１
破産者　株式会社武本工務店
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４号
群馬県渋川市行幸田18番地２
破産者　筑島　栄三
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第３６３１号
名古屋市港区春田野１丁目907番地の１
破産者　有限会社和田商店
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２１号
神戸市須磨区多井畑東町30番地の12
破産者　株式会社セルクル
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３８号
神戸市兵庫区中之島１丁目１番１号神戸市中央卸売市場
破産者　株式会社桑原商店
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部